

**令和 7 年度 市立ひらかた病院
医療従事者等の負担の軽減及び処遇改善に資する計画**

令和 7 年 4 月 1 日

本院における令和 7 年度医療従事者等の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画は、次のとおりです。

1. 計画期間

この計画の期間は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までとします。

2. 計画の推進に向けた体制の整備について

この計画の推進のため、総務課が関係部署と連携しながら、取り組みの進捗状況について把握し、課題の抽出及び検討を行う。

3. 計画の公表について

この計画における取組内容及び進捗状況は、病院ホームページ等により公表します。

4. 計画の推進責任者

この計画の責任者は次のとおりとします。

病院長 林 道廣

1. 医療従事者の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画

番号	項目	令和6年度の取組	令和7年度の計画	具体的な取組内容
1	外来診療時間の短縮、地域の他の保険医療機関との連携など外来縮小の取組	実施済	継続して実施	・急性期病院として、診療所等地域保険医療機関から入院治療や緊急手術を必要とする患者の紹介や症状が安定した患者の逆紹介を推進する。 ・令和6年度実績（見込み） 紹介率 69.9% 逆紹介率 81.1% ・地域医療支援病院として、引き続き地域の医療機関との連携を推進していく。
2	院内保育所の設置	実施済	継続して実施	・平成23年4月より院内保育所を設置している。定員10人で院内すべての職員が利用可能である。現在は週2日夜間保育も実施し、働きながら子育てを行う職員の負担軽減に取り組んでいる。
3	医師事務作業補助者の配置による医師の事務作業の負担軽減	実施済	継続して実施	・平成22年4月より医師事務作業補助者を設置しており、医師事務作業補助体制加算1口（20対1）を算定している。医師のカルテ入力や書類作成の補助を行い、内科等14診療科に補助者を配置し、医師の負担軽減に取り組んでいる。 ・令和7年度も引き続き体制を維持する。
4	看護補助者の配置による看護職員の負担軽減	実施済	継続して実施	・急性期看護補助体制加算25対1を取得している。日勤のみならず夜勤専従の看護助手を配置し、看護職員の負担軽減に取り組んでいる。また、日勤の短時間看護助手の配置も実施している。
5	薬品管理事務員の配置による薬剤師の負担軽減	実施済	継続して実施	・薬品管理事務員を配置（4名）して薬剤業務の一部（薬品のピッキング等）を行い、薬剤師の負担軽減に取り組んでいる。

2. 病院勤務医の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画

ア. 医師と医療関係職種、医療関係職種と事務職員等における役割分担

番号	項目	令和6年度の取組	令和7年度の計画	具体的な取組内容
1	初診時の予診の実施	実施済	継続して実施	・初診時の予診の実施については、医師事務作業補助者が電子カルテの入力を行い、内容の確認を看護師が行っている。
2	静脈採血等の実施	実施済	継続して実施	・採血、点滴等は看護師が実施している。 ・検査機器の管理点検は事務、検査技師及び看護師で実施している。
3	入院の説明の実施	実施済	継続して実施	・入院の必要性についての説明は医師が行い、手続き方法や入院準備などは看護師またはナースエイドが実施している。
4	検査手順の説明の実施	実施済	継続して実施	・検査手順の説明について、外来はナースエイドまたは看護師が実施し、病棟は看護師が実施している。
5	服薬指導	実施済	継続して実施	・服薬指導について、外来は、抗がん剤や医療用麻薬、インスリン等の新規導入時の薬剤説明を薬剤師が行なっている。また、薬剤師が手術や検査前の薬剤確認を行うことで、手術前に中止する薬剤を適切に中止できる。入院は、病棟薬剤師を各病棟に配置し、薬剤確認・管理、服薬指導等を行い、適切な薬剤管理を行っている。
6	処方支援	実施済	継続して実施	・処方オーダーのプロトコルを定め、処方の修正、持参薬処方の代行入力を行っている。令和4年度より院外処方箋の疑義照会後の代行修正や整形外科入院患者の処方支援（継続処方・持参薬からの切り替え等）に取り組み、処方支援を拡充している。
7	その他 （医師事務作業補助者の配置等）	実施済	継続して実施	・平成22年4月より医師事務作業補助者を設置しており、医師事務作業補助体制加算1口（20対1）を算定している。医師のカルテ入力や書類作成の補助を行い、各ブロックに補助者を配置し、医師の負担軽減に取り組んでいる。 ・薬剤師が臨床試験薬剤の報告書作成や薬剤副作用の症例報告を行い、医師の負担軽減につなげている。

イ. 医師の勤務体制等に関する取組内容

番号	項目	令和6年度の取組	令和7年度の計画	具体的な取組内容
1	勤務計画上、連続当直を行わない勤務体制の実施	実施済	継続して実施	・各診療科での当直予定作成時に同じ医師が連続して病棟及び救急外来当直を行わないようにしている。
2	育児・介護休業法第23条第1項、同条第3項又は同法第24条の規定による措置を活用した短時間正規雇用医師の活用	実施済	継続して実施	・職員就業規則の定めるところによる育児短時間勤務及び部分休業の取得を認めている。

3. 看護職員の負担の軽減及び処遇の改善に資する計画

番号	項目		令和6年度の取組	令和7年度の計画	具体的な取組内容
1	業務量の調整	時間外労働が発生しないような業務量の調整	実施済	継続して実施	・病棟等の状況に応じて、他部署からの応援体制を整えている。 ・多様な勤務形態を導入し、業務量を分散している。
2	看護職員と多職種との業務分担	薬剤師	実施済	継続して実施	・各病棟に薬剤師を配置し、入院時の薬剤確認、薬剤管理、服薬指導、配薬カートへのセッティング、病棟配置薬の補充等を行っている。
		リハビリ職種	実施済	継続して実施	・病棟サテライトリハビリを実施している。 ・STによる食事介助時の嚥下訓練を実施している。 ・心臓リハビリチームによるチーム医療を実施している。 ・看護必要度に関するリハビリ記録を作成している。
		臨床工学技士	実施済	継続して実施	・医療機器使用時の点検を実施している。 ・人工呼吸器、ポンプ類及びモニターの点検や教育・指導を行っている。 ・夜間救急の心臓血管内治療やペースメーカー治療の介助を行っている。
		その他 ・栄養士	実施済	継続して実施	・病棟に栄養士を配置し、栄養指導を行っている。 ・食事に対する意見への個別対応を行っている。
3	看護補助者の配置	主として事務的業務を行う看護補助者の配置	実施済	継続して実施	・病棟及び外来にナースエイドを配置している。 ・看護管理室に看護事務補助者を配置している。
		看護補助者の夜間配置	実施済	継続して実施	・看護助手の夜勤時間帯での配置、夜勤専従看護助手の配置を行っている。
4	短時間正規雇用の看護職員	短時間正規雇用の看護職員の活用	実施済	継続して実施	・育児短時間勤務制度及び部分休業制度を実施している。

	の活用				
5	多様な勤務形態の導入	多様な勤務形態の導入	実施済	継続して実施	・様々な勤務形態を導入している。 ・夜間専従者を導入している。
6	妊娠・子育て中、介護中の看護職員に対する配慮	院内保育所	実施済	継続して実施	・平成23年4月より院内保育所を設置している（平日午前8時から午後6時。延長保育午後7時まで）。週2日の夜間保育も実施している。
		夜勤の減免制度	実施済	継続して実施	・妊娠中や育児における夜勤減免を行っている。
		休日勤務の制限制度	実施済	継続して実施	・個々のライフスタイルに合わせて、本人と相談しながら実施している。
		半日・時間単位休暇制度	実施済	継続して実施	・1日単位だけでなく、半日単位や30分単位での休暇取得制度を整備している。
		所定労働時間の短縮	実施済	継続して実施	・育児短時間勤務制度及び部分休業制度を導入し、所定労働時間の短縮を図っている。
		夜間保育の実施	実施済	継続して実施	・院内保育所にて、週2日夜間保育を実施している（午後6時から翌午前8時まで）。
7	夜勤負担の軽減	夜勤従事者の増員	実施済	継続して実施	・夜間専従看護師や夜間専従看護助手の導入により、夜間勤務者の負担を軽減している。
		月の夜勤回数の上限設定	実施済	継続して実施	・原則として、3交替勤務は月8回、2交替勤務は月4回を上限としている。